

# 一般社団法人日本データベース学会会員規程

2021年4月1日制定

2023年7月1日改定

2024年11月26日改定

第1条 本規程は、本会定款第2章「会員及び社員」で定める会員に関して、細項目を定める。

第2条 定款第6条により、会員の種類は、次のとおりである。

1. 正会員
2. 学生会員
3. 維持会員
4. 名誉会員

ここで、維持会員は ACM SIGMOD 日本支部の法人会員を含むものとする。

(入会)

第3条 正会員、学生会員、維持会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を提出して、理事会の承認を得なければならない（定款第7条）。

(会員資格)

第4条 会員資格は、入会が理事会で承認された時点で与えられる。

(会費)

第5条 会員は第6条に定める会費を毎年前納しなければならない（定款第8条）。また、既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しない（定款第8条）。

第6条 会費は次に定めるところとする。

- 2 第一種正会員の年会費は、理事会の承認により免除することができる。

## 一般社団法人日本データベース学会会員の入会金・年会費等について

会員種別		入会金	年会費
個人会員	第一種正会員	免除	3,000 円
	第二種正会員	免除	無料
	学生会員	免除	無料
	名誉会員	免除	無料
維持会員		免除	一口 50,000 円

### (会員の権利)

- 第7条 第一種正会員、学生会員、名誉会員、維持会員の代表者は、以下の権利を有する。
- (1) 研究グループや研究会への登録、あるいは各種イベントについて、第一種正会員価格（学生会員は学生会員価格）が提供される。
  - (2) 本会の論文誌に論文を投稿できる。
  - (3) 本会の Web サイトのすべての資料を閲覧できる。
  - (4) 入会と同時に本会のメーリングリスト [dbjapan@dbsj.org](mailto:dbjapan@dbsj.org) に会員のメールアドレスが登録される。これにより、本会事務局や本会会員からのメールを閲覧し、かつそのメーリングリストにメールを投稿できる。
  - (5) その他、本会が提供するサービスを利用する権利を有する。
- 2 第二種正会員は、以下の権利を有する。
- (1) 研究グループや研究会への登録、あるいは各種イベントについて、第二種正会員価格が提供される。
  - (2) 入会と同時に本会のメーリングリスト [dbjapan@dbsj.org](mailto:dbjapan@dbsj.org) に会員のメールアドレスが登録される。これにより、本会事務局や本会会員からのメールを閲覧し、かつそのメーリングリストにメールを投稿できる。

### (維持会員への特記事項)

- 第8条 維持会員は、代表者を 1 名定め、その代表者を維持会員とみなす。
- 2 維持会員は、何口でも加入できる。
  - 3 維持会員は、会員継続時に口数を変更できる。
  - 4 維持会員は、代表者以外に第 7 条第 1 項に定める権利を有する会員を口数分登録でき、その会員を維持会員の登録会員と呼ぶ。
  - 5 本会ホームページの維持会員一覧でロゴを掲載することができ、かつそこから維持会員へのリンクが張られる。

(第一種正会員の年会費の請求と会員資格)

第9条 第一種正会員の会員資格は年度末までとする。会員資格を喪失していない第一種正会員には、年度末の 1 ヶ月前までに年会費の振込み依頼を電子メールで送信する。年度末を過ぎても年会費入金が確認できない場合、複数回督促する。それでも振込みがない場合、その会員の資格を 5 月末日に第二種正会員に移行して、本人にその旨をメールで通知する。なお、その後年会費の振込みがあった場合、その資格を第一種正会員に戻す。

第10条 維持会員の会費請求作業は本会事務局が行う。

(会員データの更新)

第11条 正会員、学生会員、名誉会員には、所属等の変更がある場合、会員データを修正するよう、案内の電子メールを年度末に送信する。

2 学生会員には、第 1 項の電子メールにおいて、学生会員資格を継続するかどうかの確認をする。卒業あるいは修了のため学生会員から正会員に移行する場合は「学生会員から正会員への移行申請」を、退会する場合は退会手続きを、本会 Web サイトよりオンラインで行うように案内する。

3 学生会員が第一種正会員へ移行する場合、初年度の年会費は免除する。

(会員の資格喪失)

第12条 会員資格の喪失は、定款第 11 条第 1 項に定めるとおりである。その会員番号は再び用いられることはない。

(電子メールが不達の場合の会員の処遇)

第13条 本会からの連絡メール、あるいは本会メーリングリスト宛てに送信する電子メールが不達の会員については、会員データに基づき本会情報システム委員会と事務局が協力してその会員との接触に努める。しかしながら、1 年間連絡がつかない場合は定款第 11 条第 1 項第 4 号に準じて、会員資格を喪失する。

(退会)

第14条 会員で退会しようとする者は本会に届出なければならない（定款第 9 条）が、その届出は本会 Web ページの会員サービスの「退会手続き」から行う。

(除名)

第15条 除名は、定款第 10 条に定めるところである。

(規程の改廃)

第16条 本規程の改廃は、本会理事会の承認を得るものとする。

附則

1. 本規程は、2021年4月1日より施行する。
2. 2023年7月1日の改定は、改定日より施行する。
3. 2024年11月26日の改定は、改定日より施行する。